

市第 127 号議案 港湾施設の指定管理者の指定について

1 議案の概要

横浜港の物流等関連施設(※)については、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、財団法人横浜港埠頭公社(以下「公社」)を指定管理者として指定し、公共・公社物流施設の一元管理を実施してきました。

指定管理者である公社については、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(以下「新外貿法」)」に基づき、平成 24 年 4 月 1 日付けで、横浜港埠頭株式会社(以下「新会社」)に公社の業務及び全財産を承継する予定となっています。

本市では、このような場合については、承継団体が当初の事業計画書のとおり、管理運営及び事業の実施ができるかを審査したうえで、議会の議決を経て指定を行います(平成 19 年 9 月 7 日行政運営調整局長通知)。

そこで、新会社について港湾局で審査し、団体の実態が同一であることから、施設運営能力等について確認されたので、新会社を平成 24 年度から残りの 4 年間の指定管理者として指定します。

※ 物流等関連施設…岸壁、上屋、荷さばき地、ガントリークレーン等の物流の用に供する港湾施設

指定の概要

施設名称	物流等関連施設
指定管理者	横浜港埠頭株式会社(中区山下町 2 番地)
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 横浜港埠頭公社の株式会社化の流れ

平成 23 年 7 月 26 日に、受け皿会社となる「横浜港埠頭株式会社」を本市全額出資により設立しました。

今後、新会社が国土交通大臣の指定を受け、平成 24 年 4 月 1 日から公社の業務を承継するとともに、指定管理者として業務を開始し、公社は同日付けで解散します。

■ 横浜港埠頭株式会社

商号	横浜港埠頭株式会社(英文名 Yokohama Port Corporation)
設立日	平成 23 年 7 月 26 日
所在地	横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階(横浜港埠頭公社内)
資本金	2,000 万円(横浜市の全額出資)
代表者	代表取締役社長: 金田孝之(横浜港埠頭公社理事長が兼務)
役員	取締役 4 名: 港湾局長、港湾局副局長、埠頭公社理事長、埠頭公社専務理事 監査役 1 名: 港湾局港湾経営部長 ※いずれも非常勤

■ 横浜港埠頭公社の株式会社化のスケジュール

